

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

告 示

○一般競争入札の資格に関する公告..... (循環型社会推進課)	97
○一般競争入札の実施..... (循環型社会推進課)	98
○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室)	99
○一般競争入札の実施..... (男女平等参画推進室)	99
○一般競争入札の実施..... (交通安全対策室)	100
○土地改良法による道営換地処分..... (農地調整課)	101
○漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の指定の一部改正..... (水産経営課)	101
○河川区域の廃止等による廃川敷地等..... (河川課)	101
○知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課)	101
○知事権限に係る保安林の指定..... (治山課)	103
○知事権限に係る保安林の指定の解除 (2件)..... (治山課)	103
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定..... (治山課)	105
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更..... (治山課)	106
○道路の区域の変更..... (道路整備課)	106
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	107
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	107

支 庁 告 示

○貸金業の規則等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し.....	107
--------------------------------------	-----

札幌医科大学告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	107
----------------------	-----

道立紋別病院告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	109
----------------------	-----

道立羽幌病院告示

○一般競争入札の実施.....	111
-----------------	-----

道札幌土木現業所告示

○一般競争入札の実施.....	112
-----------------	-----

道小樽土木現業所告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	113
------------------------	-----

道釧路土木現業所告示

○一般競争入札の実施.....	113
-----------------	-----

道選挙管理委員会告示

○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正.....	114
---------------------------------	-----

道公安委員会告示

○遊技機の認定及び型式の検定等の告示.....	114
-------------------------	-----

道警察本部告示

○一般競争入札の実施.....	117
-----------------	-----

告 示

北海道告示第91号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 資格及び調達をする役務の種類

平成15年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 平成16年1月30日に一般競争入札の告示を行う自動車リサイクル情報ポータルサイト制作業務委託契約
- (2) 資 格 自動車リサイクル情報ポータルサイト制作業務委託に関する資格(以下「資格」という。)
- (3) 業 務 の 種 類 自動車リサイクルに関連する情報提供や関係機関ホームページと道のホームページとをリンクさせるポータルサイトの制作

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者(未成年者、被補佐人又は、被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、含まれない。)でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 過去に、国又は地方公共団体等からホームページ制作に係る業務を請け負って実施し

毎月第3日曜日は国民家庭の日です。家族で団らんの機会を持ちましょう。

た実績があること。

3 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 平成16年1月30日（金）から2月9日（月）まで
 (2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課
 イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

4 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由
 次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承した者
 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
 ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

- (2) 再申請の方法
 再申請をしようとする者は、3の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

5 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間
 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
 (2) 有効期間の更新
 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

6 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道告示第92号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 委託をする業務の名称
 自動車リサイクル情報ポータルサイト制作業務
 (2) 委託業務の仕様等 業務処理要領による。

(3) 委託期間 契約の日から平成16年3月26日まで

(4) 納入場所 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課

- 2 入札に参加する者に必要な資格
 平成16年北海道告示第91号に規定する自動車リサイクル情報ポータルサイト制作業務に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目
 北海道庁赤れんが庁舎2階4号会議室
 (2) 入札日時 平成16年2月13日 午後1時30分
 (3) 開札場所 (1)に同じ。
 (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積った契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内であって最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 (2) 入札金額に係る消費税額等の取扱い
 ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す

る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道環境生活部環境室循環型社会推進課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 323

(4) 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがある。

(5) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第93号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成16年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の指定の範囲	理由
映画	豊乳願望 悩殺バイズリ締め	オービー映画	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	定食屋の若奥様 やめて、義父さん	新日本映像		
同	痴女OL 秘液の香り	オービー映画		

北海道告示第94号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称 配偶者暴力関係機関相談ハンドブック作成業務

(2) 委託業務の仕様等 委託業務処理要領による。

(3) 委託期間 契約の日から平成16年3月26日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する印刷物の製造の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部男女平等参画推進室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道庁12階北海道環境生活部1号会議室

(2) 入札日時 平成16年2月12日（木）午後1時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付期間 平成16年1月30日から2月6日まで

(3) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

認めないものとする。

8 落札者の決定方法

政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書の作成の要否

要

10 入札申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札申込書を提出すること。

(1) 提出期限 平成16年2月6日（金）午後5時

- (2) 提出場所 3に同じ。
- 11 その他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に関する消費税等の取扱い
- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名称 北海道環境生活部男女平等参画推進室
- イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 567
- (4) 入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがある。
- (5) この告示の内容は予定であり、変更することがあり得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第95号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成16年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 入札に付する事項
- (1) 委託業務の名称
北海道暴走族の根絶等に関する条例等の啓発用パンフレット作成業務
- (2) 委託業務の仕様等 委託業務処理要領による。
- (3) 委託期間 契約の日から平成16年3月15日まで
- 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する印刷物の製造の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

- 3 契約条項を示す場所
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道環境生活部交通安全対策室
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁12階北海道環境生活部1号会議室
- (2) 入札日時 平成16年2月12日（木）午後2時30分
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 5 入札保証金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147号から第150条までの定めるところによる。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付期間 平成16年1月30日から2月6日まで
- (3) 交付方法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便等による入札
認めないものとする。
- 8 落札者の決定方法
政令第167条の10第1項に規定する場合を除き、財務規則第151条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書の作成の要否
要
- 10 入札申込書の提出
入札参加希望者は、次により所定の入札申込書を提出すること。
- (1) 提出期限 平成16年2月6日（金）午後5時
- (2) 提出場所 3に同じ。
- 11 その他
- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額に関する消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税額等に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税額等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道環境生活部交通安全対策室

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 24 - 611

(4) 入札に関して、談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は、契約を解除することがある。

(5) この公示の内容は予定であり、変更することがあり得る。

(6) この入札の執行は、公開する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第96号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、今金町田代地区の換地処分をした。

平成16年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第97号

昭和55年北海道告示第2号（漁船損害等補償法の規定に基づく加入区の指定）の一部を次のように改正する。

平成16年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 法第112条第2項本文の規定により漁業協同組合の地区の区域の全部を加入区とする
「浜益加入区 浜益郡浜益村一円
ものの表中 厚田加入区 厚田郡厚田村一円 を「石狩・厚田・浜益加入区 石狩市
石狩加入区 石狩市一円」
並びに厚田郡厚田村及び浜益郡浜益村一円」に改め、沓形加入区の項の次に次の1項を加える。

北留萌加入区 天塩郡天塩町、天塩郡幌延町、苫前郡初山別村、苫前郡羽幌町及び苫前

郡苫前町一円

1 法第112条第2項本文の規定により漁業協同組合の地区の区域の全部を加入区とするものの表天塩加入区の項、初山別加入区の項、羽幌町加入区の項及び苫前加入区の項を削る。

北海道告示第98号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成16年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 河川 の 名 称 一級河川石狩川水系ママチ川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成16年1月30日
- 3 廃川敷地等の位置 (左岸)千歳市青葉1丁目1844番地
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 13.13㎡

北海道告示第99号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成16年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所 樺戸郡月形町892の1・字ポンベツ703の1・1518の1・1518の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、1518の8
- (2) 指 定 の 目 的 公衆の保健
- (3) 指 定 施 業 要 件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 樺戸郡新十津川町字トップ1の3・1の4（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 公衆の保健

- (3) 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 保安林予定森林の所在場所 雨竜郡雨竜町338の2（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 指 定 の 目 的 公衆の保健
 - (3) 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 4(1) 保安林予定森林の所在場所 空知郡南富良野町字東鹿越1の1（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 指 定 の 目 的 魚つき
 - (3) 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 5(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡美深町字吉野757の2
 - (2) 指 定 の 目 的 干害の防備
 - (3) 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

- 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 6(1) 保安林予定森林の所在場所 中川郡音威子府村字モノマナイ292の1（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 指 定 の 目 的 公衆の保健
 - (3) 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 7(1) 保安林予定森林の所在場所 苫前郡羽幌町大字天売字豊畑3の1・13の1・14の1・80（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、2、3の2、4、6、10、65、73、74
 - (2) 指 定 の 目 的 公衆の保健
 - (3) 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 8(1) 保安林予定森林の所在場所 天塩郡天塩町字川口8680・8681・8682の1・8683・8685・8687・8691・8694・8699（以上9筆について次の図に示す部分に限る。）、8684、8686、8688から8690まで、8692、8696
 - (2) 指 定 の 目 的 公衆の保健
 - (3) 指 定 施 業 要 件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

9(1) 保安林予定森林の所在場所 網走郡津別町字最上85の1・字沼沢204の1・字二又578・579 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指定の目的 魚つき

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

10(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡平取町字川向84の5

(2) 指定の目的 干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第100号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 保安林の所在場所 静内郡静内町駒場19の1から19の3まで・21から23まで(以上

6筆について次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的 土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び静内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第101号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 解除に係る保安林の所在場所 様似郡様似町字西様似560の1・560の3(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、560の4

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 解除の理由 指定理由の消滅

2(1) 解除に係る保安林の所在場所 網走郡女満別町字大東328の2、329の2、330の2

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 解除の理由 指定理由の消滅

3(1) 解除に係る保安林の所在場所 亀田郡恵山町字女那川407の39

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 指定理由の消滅

4(1) 解除に係る保安林の所在場所 虻田郡二セコ町字二セコ510の1(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 解除の理由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置い

て縦覧に供する。)

北海道告示第102号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 解除に係る保安林の所在場所 目梨郡羅臼町岬町7の3（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため

- 2(1) 解除に係る保安林の所在場所 河東郡音更町字豊田東6線59の5（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 農道用地とするため

- 3(1) 解除に係る保安林の所在場所 河東郡土幌町字中土幌165の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 農道用地とするため

- 4(1) 解除に係る保安林の所在場所 河東郡土幌町字中音更176の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため

- 5(1) 解除に係る保安林の所在場所 河東郡鹿追町美蔓西15線15の33・15の34（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 排水路用地とするため

- 6(1) 解除に係る保安林の所在場所 河東郡鹿追町上然別西9線18の15・18の16・18の22・18の70・18の72（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）

- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため

- 7(1) 解除に係る保安林の所在場所 上川郡清水町字羽帯489の1・491の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 農道用地とするため

- 8(1) 解除に係る保安林の所在場所 厚岸郡厚岸町大字太田村字片無去142の1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため

- 9(1) 解除に係る保安林の所在場所 野付郡別海町泉川9の40・12の13（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、9の58、12の24
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 農道用地とするため

- 10(1) 解除に係る保安林の所在場所 野付郡別海町西春別415の9・415の245（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため

- 11(1) 解除に係る保安林の所在場所 標津郡中標津町字上標津348の4（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため

- 12(1) 解除に係る保安林の所在場所 標津郡中標津町字中標津2208・2209（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 解除の理由 道路用地とするため

- 13(1) 解除に係る保安林の所在場所 標津郡標津町字茶志骨646の1・660の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的	風害の防備		
(3) 解除の理由	道路用地とするため		
14(1) 解除に係る保安林の所在場所	標津郡標津町字崎無異 1 の40 (次の図に示す部分に限る。)		
(2) 保安林として指定された目的	風害の防備		
(3) 解除の理由	道路用地とするため		
15(1) 解除に係る保安林の所在場所	釧路郡釧路町大字昆布森村字昆布森85の1・85の47・85の49・87の10・87の14・87の15 (以上6筆について次の変更図に示す部分に限る。)		
(2) 保安林として指定された目的	霧害の防備		
(3) 解除の理由	道路用地とするため		
16(1) 解除に係る保安林の所在場所	厚岸郡厚岸町筑紫恋129の1・床潭350の2 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)		
(2) 保安林として指定された目的	霧害の防備		
(3) 解除の理由	道路用地とするため		
17(1) 解除に係る保安林の所在場所	標津郡標津町字茶志骨520の1 (次の図に示す部分に限る。)		
(2) 保安林として指定された目的	霧害の防備		
(3) 解除の理由	道路用地とするため		
18(1) 解除に係る保安林の所在場所	標津郡標津町字薫別259の1 (次の図に示す部分に限る。)		
(2) 保安林として指定された目的	霧害の防備		
(3) 解除の理由	道路用地とするため		
19(1) 解除に係る保安林の所在場所	標津郡標津町字崎無異172の1 (次の図に示す部分に限る。)		
(2) 保安林として指定された目的	霧害の防備		
(3) 解除の理由	道路用地とするため		
20(1) 解除に係る保安林の所在場所	目梨郡羅臼町岬町7の3 (次の図に示す部分に限る。)		
(2) 保安林として指定された目的	魚つき		
(3) 解除の理由	道路用地とするため		
21(1) 解除に係る保安林の所在場所	標津郡標津町字茶志骨520の1 (次の図に示す部分に限る。)		
(2) 保安林として指定された目的	公衆の保健		
(3) 解除の理由	道路用地とするため		
(「次の図」及び「次の変更図」は、省略し、その図面を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)			
北海道告示第103号			
森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。			
平成16年1月30日			
北海道知事 高橋 はるみ			
1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所	亀田郡恵山町字日和山1の1 (次の図に示す部分に限る。)		
(2) 保安林として指定された目的	水源のかん養		
(3) 変更後の指定施業要件	ア 立木の伐採の方法		
	(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。日和山1の1 (次の図に示す部分に限る。)		
	(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。		
	(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。		
	(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。		
	イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。		
2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所	勇払郡厚真町字豊丘1・字鹿沼1・字宇隆1の1 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、2		
(2) 保安林として指定された目的	水源のかん養		
(3) 変更後の指定施業要件	ア 立木の伐採の方法		
	(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。		

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 勇払郡厚真町字宇隆1の1・字豊丘1（以上2筆に
の所在場所 ついて次の図に示す部分に限る。）、字軽舞1の1、
1の2

- (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 歌志内市字歌神104・字神威280の1・字中村83の1
の所在場所 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課並びに歌志内市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第104号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成16年1月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 広尾郡大樹町字美成530・字生花986の1・988の1
(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、
986の2、988の2、403から405まで

- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 中川郡豊頃町長節1087の3・湧洞1380の1（以上2
筆について次の図に示す部分に限る。)

- (2) 保安林として指定された目的 霧害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道十勝支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年1月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道

2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所 区

間 変更前後の別 敷地の幅員 延長 国道等の重複区間

栗山北広島線 北海道札幌土木現業所	夕張郡長沼町427番1地先から 夕張郡長沼町1173番2地先まで	前	14.54mから 18.30mまで	532.94m	—
		後	16.20mから 30.41mまで	532.94m	—
恵庭栗山線 北海道札幌土木現業所	夕張郡長沼町427番1地先から夕張郡 長沼町字馬追原野1544番18地先まで	前	21.00mから 54.00mまで	100.00m	—
		後	21.00mから 41.00mまで	100.00m	—
米岡奥尻空港線 北海道函館土木現業所	奥尻郡奥尻町字米岡126番3地先(道 道奥尻島線交点)から奥尻郡奥尻町字 米岡184番7地先(奥尻空港敷地界) まで	前	26.22mから 115.46mまで	416.00m	道道奥尻島線 重複9.00m
		後	25.44mから 115.46mまで	416.00m	道道奥尻島線 重複9.00m
和寒幌加内線 北海道旭川土木現業所	上川郡和寒町字三和1番5地先から 上川郡和寒町字三和764番7地先まで	前	13.38mから 17.77mまで	225.26m	—
		後	15.83mから 21.15mまで	225.26m	—

北海道告示第106号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名及び縦覧場所	供用開始の区間	供用開始の期日
道道早来千歳線 北海道札幌土木現業所	千歳市美々758番137地先から 千歳市美々758番7地先まで	平成16.1.30
道道岩見沢桂沢線 北海道札幌土木現業所	三笠市唐松青山町443番1地先から 三笠市唐松青山町441番1地先まで	同
道道松前港線 北海道函館土木現業所	松前郡松前町字唐津84番地先から 松前郡松前町字松城56番2地先まで	同
道道八雲北桧山線 北海道函館土木現業所	瀬棚郡北桧山町字富里155番10地先から 瀬棚郡北桧山町字富里63番2地先まで	同
道道帯広浦幌線 北海道帯広土木現業所	河東郡音更町十勝川温泉北17丁目1番5地先から 河東郡音更町十勝川温泉9番5地先まで	同
道上士幌土幌音更線 北海道帯広土木現業所	河東郡上士幌町字上音更139番1地先から 河東郡上士幌町字上音更西3線269番1地先まで	同
道道下居辺高島停車場線 北海道帯広土木現業所	河東郡土幌町字下居辺西2線130番46地先から 河東郡土幌町字下居辺西2線122番14地先まで	同

北海道告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道札幌土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年1月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 道路の種類 道道
- 路線名 達布石狩沼田停車場線
- 道路の区域

区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等の重複区間
雨竜郡沼田町字幌新524番2地先から	前	19.37mから45.90mまで	580.00m	—	
雨竜郡沼田町字幌新414番5地先まで	前	11.48mから35.80mまで	588.11m	—	
	後	19.37mから45.90mまで	580.00m	—	

支 庁 告 示

北海道上川支庁告示第4号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により、次の貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条第1項の規定により公告する。

平成16年1月30日

北海道上川支庁長 青木 次郎

- 住 所 旭川市神楽岡1条5丁目2番11号
- 商号又は名称 アイランド
- 氏 名 吉川 聖
- 登録番号 北海道知事(2)第00371号
- 登録取消年月日 平成16年1月16日

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年1月30日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

ア 札幌医科大学医学部附属病院（外来診療棟を除く。）等清掃業務 一式
イ 同 外来診療棟清掃業務 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等

入札説明書、業務仕様書及び作業要領による。

(3) 契約期間

平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所

札幌市中央区南1条西16丁目	医学部附属病院（外来診療棟を除く。）
同	同 外来診療棟
同 南3条西17丁目	保育所
同 南4条西16丁目	看護師宿舎
同 南2条西18丁目・西19丁目	ファミリーハウス

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 北海道総務部が作成した平成15年度・平成16年度北海道競争入札参加資格者名簿（庁舎等清掃）に登載されていること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 平成13年1月1日以降、資格審査を申請する日までに道から庁舎等清掃業務の受注実績がある場合、業務改善命令等を受けていないこと。
- (4) 資本金の額が10,000千円以上及び従業員を100名以上雇用していること。
- (5) 建築物環境衛生管理者及びビルクリーニング技能士が各3名以上いること。
- (6) ポリシャー及び真空掃除機が30台以上であること。
- (7) 従業員のうち研修終了者の占める割合が80パーセント以上であること。
- (8) 財団法人医療関連サービス振興会が認める院内清掃業務関係の医療関連サービスマークの認定を受けていること。
- (9) 資格審査の申請を行った日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は24月分）の決算において、医学部附属病院（外来診療棟を除く。）等清掃業務の資格にあっては、清掃対象面積がおおむね2万平方メートル以上又は300床以上の病院、医学部附属病院外来診療棟の資格にあっては、清掃対象面積がおおむね1万平方メートル以上の病院の清掃業務の契約を締結し、かつ、誠実に履行している者であること。
- (10) (1)から(9)に掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たすものであること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(1)から(9)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成16年2月5日から13日まで

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目
札幌医科大学事務局総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約事項を示す場所

札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目札幌医科大学基礎医学研究棟1階会議室（送付による場合は、郵便番号 060 - 8556 札幌医科大学事務局総務課）

(2) 入札日時

ア 1の(1)のア 平成16年3月10日（水）午前10時30分

イ 1の(1)のイ 同 午前11時30分

（送付による場合は、平成16年3月8日（月）必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までに定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付日時 平成16年1月30日から平成16年2月6日（土曜日及び日曜日を除く）

- (2) 交付場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局総務課

- (3) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 最低価格の入札者を落札者とししない場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

10 契約書作成の要否

要

11 その他

- (1) 1の(1)の調達する特定役務ごとに入札する。
- (2) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (3) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(4) 業務概要説明

入札参加資格審査後、参加資格者に対し、随時行う。

(5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 札幌医科大学事務局総務課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目

電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2112

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(7) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(8) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(9) この入札の執行は、公開する。

(10) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured :

(a) Sapporo medical university medicine part attachment hospital (excluding a foreign vetting ridge) and so on cleaning business 1 set.

(b) Sapporo medical university medicine part attachment hospital foreign vetting ridge cleaning business 1 set.

B . Bid tendering date and time :

(a) 10 : 30 A. M., 10, March 2004

(b) 11 : 30 A. M., 10, March 2004

C . Contact :

General Affairs Office, Administration, Sapporo Medical University.

Nishi 17, Minami 1, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8556 Japan

Phone : 011-611-2111 Extension 2112

道立紋別病院告示

北海道立紋別病院告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年1月30日

北海道立紋別病院長 及 川 郁 雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

北海道立紋別病院（一般病棟を除く。）清掃業務一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書、業務仕様書及び作業要領による。

(3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所 紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 平成15年2月1日以降、資格審査を申請する日までに道から一般競争入札において庁舎等清掃業務の受注実績がある場合、業務改善命令等を受けていないこと。

(4) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合している者であること。

(5) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合

は24月分)の決算において1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行している者であること。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たすものであること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(1)から(6)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成16年1月30日から2月20日まで

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 094 - 8709 北海道紋別市緑町5丁目6番8号
北海道立紋別病院庶務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約事項を示す場所

北海道紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院庶務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院別棟1階会議室（送付による場合は、郵便番号 094 - 8709 北海道立紋別病院庶務課）

(2) 入札日時 平成16年3月10日 午前10時30分（送付による場合は、平成16年3月9日（火）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までに定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付日時 平成16年1月30日から2月20日まで

(2) 交付場所 4に同じ。

(3) 交付方法 (2)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 最低価格の入札者を落札者とししない場合

この入札は、低入札価格調査の基準価格を設定しており、基準価格に満たない入札が行われた場合は最低の価格でもって入札した者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

10 契約書作成の要否

11 その他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道立紋別病院庶務課

イ 所在地 郵便番号 094 - 8709 紋別市緑町5丁目6番8号
電話番号 01582 - 4 - 3111 内線 304

(4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(7) この入札の執行は、公開する。

(8) 詳細は、入札説明書による。

12 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured :

Cleaning of rooms in the Hokkaido Mombetsu hospital (Except the general ward)

B . Bid tendering date and time :

10:30 A. M., March 10, 2004
C . Contact : Hokkaido Mombetsu hospital Administrative affairs division 5-6-8,
Midori-cho, Mombetsu-shi, Hokkaido, 094-8709 Japan
Phone : 01582-4-3111 Extension 304

道立羽幌病院告示

北海道立羽幌病院告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年1月30日

北海道立羽幌病院長 佐藤 卓

1 入札に付する事項

(1) 委託業務の名称及び数量

- ア 北海道立羽幌病院庁舎等警備及び事務当直代替業務 一式
イ 同 厨房清掃等業務 一式

(2) 委託業務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所 北海道苫前郡羽幌町栄町94番地 北海道立羽幌病院庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 1の(1)のアにあっては平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等警備の資格を有すること、1の(1)のイにあっては平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。

(3) 北海道内に事業所を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道苫前郡羽幌町栄町94番地 北海道立羽幌病院庶務課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道苫前郡羽幌町栄町94番地 北海道立羽幌病院会議室

- (2) 入札日時 ア 1の(1)のア 平成16年2月20日 午後1時30分
イ 同 イ 同 2時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札

保証金を納付すること。

- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等による入札

郵便等、電報又は電子による入札は、認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定しているため、最低価格の入札者であっても落札者とならないことがあること。

9 契約書作成の要否

要

10 その他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道立羽幌病院庶務課

イ 所在地 郵便番号 078-4197 北海道苫前郡羽幌町栄町94番地

電話番号 01646-2-1276

- (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

- (5) この入札の執行は、公開する。

- (6) 詳細は、入札説明書による。

道 札 幌 土 木 現 業 所 告 示

北海道札幌土木現業所告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年1月30日

北海道札幌土木現業所長 上 楽 喜久雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量

ノート型パソコン 11台（1月当たりの単価）

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 借上期間 平成16年3月1日から31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成21年2月28日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(4) 納入場所 別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 納入した賃貸借物品に関し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

(4) 当該物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成16年1月30日から2月5日まで

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 札幌市中央区南11条西16丁目
北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区南11条西16丁目 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南11条西16丁目
北海道札幌土木現業所3階第3会議室

(2) 入札日時 平成16年2月17日（火）午後4時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金及び契約保証金
免除する。

7 郵便等による入札
郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (2)の場所で交付する。

9 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否
要

11 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額（11台分）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道札幌土木現業所企画総務部総務課

イ 所在地 郵便番号 064-0811 札幌市中央区南11条西16丁目
電話番号 011-561-0201 内線 206

(4) この告示の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

<p>(6) 詳細は、入札説明書による。</p>	<p>外付けMOドライブ 21台 スキャナー 15台</p>
<p>道小樽土木現業所告示</p>	<p>(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 契約期間 平成16年3月1日から31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年2月29日を限度に当該契約期間を延長する事が有り得る。 (4) 納入場所 北海道釧路土木現業所総務課</p>
<p>北海道小樽土木現業所告示第1号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成16年1月30日 北海道小樽土木現業所長 阿部志郎</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び数量 凍結防止剤散布車（自走4輪駆動、湿式2.5m³級、溶液供給装置付）1台</p> <p>2 落札を決定した日 平成16年1月16日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 株式会社日本除雪機製作所 (2) 住所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目4番38号</p> <p>4 落札金額 20,475,000円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告 平成15年北海道小樽土木現業所告示第3号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課 (2) 所在地 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号</p>	<p>2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 北海道内に事業所を有すること。</p> <p>3 契約条項を示す場所 北海道釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課</p> <p>4 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 北海道釧路市双葉町6番10号 釧路土木現業所3階会議室 (2) 入札日時 平成16年2月12日 午後3時 (3) 開札場所 (1)と同じ。 (4) 開札日時 (2)と同じ。</p> <p>5 入札保証金 入札保証金は、免除する。</p> <p>6 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 3と同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。</p> <p>7 郵便等又は電報による入札 認めないものとする。</p> <p>8 落札者の決定方法 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。</p> <p>9 契約書作成の要否 要</p> <p>10 その他 (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。 (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い</p>
<p>道釧路土木現業所告示</p>	
<p>北海道釧路土木現業所告示第3号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 平成16年1月30日 北海道釧路土木現業所長 長 栄作</p> <p>1 入札に付する事項 (1) 調達をする賃貸物品等の名称及び数量 ノートパソコン 88台 外付けハードディスクドライブ 4台</p>	

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課
 イ 所 在 地 郵便番号 085 - 0006 北海道釧路市双葉町6番10号
 電話番号 0154 - 23 - 6111 内線 216

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道選挙管理委員会告示

北海道選挙管理委員会告示第6号

昭和57年北海道選挙管理委員会告示第102号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成16年1月30日

北海道選挙管理委員会委員長 土屋良三

「医療法人社団野幌病院 同 野幌町53番地の5 平9.4.22 を
 「医療法人英生会野幌病院 同 野幌町53番地の5 平9.4.22 に、
 「同 財団幸悺会 同 花川北7条2丁目22番地 平12.12.26 を
 石狩花川脳神経外科病院 同 花川北7条2丁目22番 平12.12.26 に改める。
 石狩幸悺会病院 同 花川北7条2丁目22番 平12.12.26 に改める。」

道公安委員会告示

北海道公安委員会告示第17号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業

務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成16年1月30日

北海道公安委員会委員長 佐野文男

1	検定申請者の氏名又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社 藤商事		
	代表者の氏名	代表取締役 松元邦夫		
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地		
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
2		型式名	CR世界むかし話X	
		製造業者名	株式会社 藤商事	型式試験番号 30093200
		検定年月日	平成16年1月30日	検定番号 第30093200号
		検定の有効期間	公示の日（平成16年1月30日）から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	大阪府大阪市中央区内本町一丁目1番4号 株式会社 藤商事		
3	代表者の氏名	代表取締役 松元邦夫		
	製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県一宮市丹陽町三ツ井字下平6番地		
	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
		型式名	CR世界むかし話Z	
4		製造業者名	株式会社 藤商事	型式試験番号 30091800
		検定年月日	平成16年1月30日	検定番号 第30091800号
		検定の有効期間	公示の日（平成16年1月30日）から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	大阪府東大阪市長田中一丁目4番6号 株式会社バイオニア		
	代表者の氏名	代表取締役 野口三次		
5	製造又は検査を行う事業所の所在地	佐賀県小城郡牛津町大字下砥川1番地1		
	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
		型式名	フラワーパラダイス	
		製造業者名	株式会社バイオニア	型式試験番号 34092800
6		検定年月日	平成16年1月30日	検定番号 第34092800号
		検定の有効期間	公示の日（平成16年1月30日）から3年間	
	検定申請者の氏名又は名称及び住所	大阪府東大阪市長田中一丁目4番6号 株式会社バイオニア		
	代表者の氏名	代表取締役 野口三次		
	製造又は検査を行う事業所の所在地	佐賀県小城郡牛津町大字下砥川1番地1		
7	型式の概要	遊技機の種類	回胴式遊技機	
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
		型式名	ハッピーマリブ-30	

5	型式の概要	製造業者名	株式会社バイオニア	型式試験番号	34059000
		検定年月日	平成16年1月30日	検定番号	第34059000号
		検定の有効期間	公示の日(平成16年1月30日)から3年間		
		検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京楽産業株式会社		
		代表者の氏名	代表取締役 榎本 宏		
		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中川区中砂町278番地		
	型式の種類	遊技機の種類			
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
	型式名	CR仮面ライダーXR2			
	製造業者名	京楽産業株式会社	型式試験番号	30095200	
	検定年月日	平成16年1月30日	検定番号	第30095200号	
		検定の有効期間	公示の日(平成16年1月30日)から3年間		
		検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京楽産業株式会社		
		代表者の氏名	代表取締役 榎本 宏		
		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中川区中砂町278番地		
6	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
	型式名	CR仮面ライダーMR3			
	製造業者名	京楽産業株式会社	型式試験番号	30093800	
	検定年月日	平成16年1月30日	検定番号	第30093800号	
		検定の有効期間	公示の日(平成16年1月30日)から3年間		
		検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市中川区尾頭橋三丁目20番8号 京楽産業株式会社		
		代表者の氏名	代表取締役 榎本 宏		
		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市中川区中砂町278番地		
7	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
	型式名	CR仮面ライダーVR2			
	製造業者名	京楽産業株式会社	型式試験番号	30093900	
	検定年月日	平成16年1月30日	検定番号	第30093900号	
		検定の有効期間	公示の日(平成16年1月30日)から3年間		
		検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社 三共		
		代表者の氏名	代表取締役社長 毒島 秀行		
		製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1		
8	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
	型式名	CRフィーバーロード・オブ・ザ・リングKX			
	製造業者名	株式会社 三共	型式試験番号	30098900	
	検定年月日	平成16年1月30日	検定番号	第30098900号	

9	型式の概要	検定の有効期間	公示の日(平成16年1月30日)から3年間		
		検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社 三共		
		代表者の氏名	代表取締役社長 毒島 秀行		
		製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1		
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機			
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ			
	型式名	CRフィーバーロード・オブ・ザ・リングMX			
	製造業者名	株式会社 三共	型式試験番号	30097600	
	検定年月日	平成16年1月30日	検定番号	第30097600号	
		検定の有効期間	公示の日(平成16年1月30日)から3年間		
		検定申請者の氏名又は名称及び住所	群馬県桐生市境野町六丁目460番地 株式会社 三共		
		代表者の氏名	代表取締役社長 毒島 秀行		
		製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県伊勢崎市三和町2732番地1		
10	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
	型式名	CRフィーバーロード・オブ・ザ・リングJX			
	製造業者名	株式会社 三共	型式試験番号	30098100	
	検定年月日	平成16年1月30日	検定番号	第30098100号	
		検定の有効期間	公示の日(平成16年1月30日)から3年間		
		検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社 ガイドー		
		代表者の氏名	代表取締役 賣田 久治		
		製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地		
11	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
	型式名	CRフィーバーカンフーギャルJX			
	製造業者名	株式会社 ガイドー	型式試験番号	30095100	
	検定年月日	平成16年1月30日	検定番号	第30095100号	
		検定の有効期間	公示の日(平成16年1月30日)から3年間		
		検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社 ガイドー		
		代表者の氏名	代表取締役 賣田 久治		
		製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地		
12	型式の概要	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
	型式名	CRフィーバーカンフーギャルKX			
	製造業者名	株式会社 ガイドー	型式試験番号	30093500	
	検定年月日	平成16年1月30日	検定番号	第30093500号	
		検定の有効期間	公示の日(平成16年1月30日)から3年間		
		検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社 ガイドー		

13	型式の概要	代表者の氏名	代表取締役 實田 久治		
		製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地		
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
		型式名	CRフィーバーカンフーギャルMX		
		製造業者名	株式会社 ガイドー	型式試験番号	30094900
14		検定年月日	平成16年1月30日	検定番号	第30094900号
		検定の有効期間	公示の日（平成16年1月30日）から3年間		
		検定申請者の氏名又は名称及び住所	東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号 株式会社 ガイドー		
		代表者の氏名	代表取締役 實田 久治		
		製造又は検査を行う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地		
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
15		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
		型式名	CRフィーバーカンフーギャルMR4M		
		製造業者名	株式会社 ガイドー	型式試験番号	30095900
		検定年月日	平成16年1月30日	検定番号	第30095900号
		検定の有効期間	公示の日（平成16年1月30日）から3年間		
		検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市市中川区太平通一丁目3番地 株式会社 高尾		
16		代表者の氏名	代表取締役 内ヶ島 敏博		
		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市市中川区蕨元町一丁目35番地		
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
		型式名	CRピンバシスロッター7Y		
		製造業者名	株式会社 高尾	型式試験番号	30089300
17		検定年月日	平成16年1月30日	検定番号	第30089300号
		検定の有効期間	公示の日（平成16年1月30日）から3年間		
		検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市市中川区太平通一丁目3番地 株式会社 高尾		
		代表者の氏名	代表取締役 内ヶ島 敏博		
		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市市中川区蕨元町一丁目35番地		
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
18		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
		型式名	CRピンバシスロッター7A		
		製造業者名	株式会社 高尾	型式試験番号	30092100
		検定年月日	平成16年1月30日	検定番号	第30092100号
		検定の有効期間	公示の日（平成16年1月30日）から3年間		
		検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市東区大幸一丁目10番15号 株式会社 銀座		
19		代表者の氏名	代表取締役 伊藤 二博		
		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市東区大幸一丁目10番15号 愛知県春日井市柏井町三丁目92番		
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
		型式名	CRデカインカNH3		
		製造業者名	株式会社 銀座	型式試験番号	30093400
20		検定年月日	平成16年1月30日	検定番号	第30093400号
		検定の有効期間	公示の日（平成16年1月30日）から3年間		
		検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市天白区中砂町145番地 株式会社まさむら遊機		
		代表者の氏名	代表取締役 後藤 常喜		
		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市天白区中砂町145番地		
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
21		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
		型式名	CRトップクルージングSX1		
		製造業者名	株式会社まさむら遊機	型式試験番号	30095600
		検定年月日	平成16年1月30日	検定番号	第30095600号
		検定の有効期間	公示の日（平成16年1月30日）から3年間		
		検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市天白区中砂町145番地 株式会社まさむら遊機		
22		代表者の氏名	代表取締役 後藤 常喜		
		製造又は検査を行う事業所の所在地	愛知県名古屋市天白区中砂町145番地		
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
		型式名	CRトップクルージングS1		
		製造業者名	株式会社まさむら遊機	型式試験番号	30095500
23		検定年月日	平成16年1月30日	検定番号	第30095500号
		検定の有効期間	公示の日（平成16年1月30日）から3年間		
		検定申請者の氏名又は名称及び住所	愛知県名古屋市天白区中砂町145番地 株式会社まさむら遊機		
		代表者の氏名	代表取締役 新井 悠司		
		製造又は検査を行う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1		
		遊技機の種類	ぱちんこ遊技機		
24		遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ		
		型式名	CRトップクルージングS1		

概要	型 式 名	CR少林麻雀MBR	
	製造業者名	株式会社ニューギン	型式試験番号 30100000
	検 定 年 月 日	平成16年1月30日	検 定 番 号 第30100000号
検定の有効期間		公示の日（平成16年1月30日）から3年間	
22	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都豊島区東池袋二丁目23番2号 サミー株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 里 見 治	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	埼玉県川越市南台一丁目10番地8	
型式 の 概要	遊技機の種類	ばちこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型 式 名	CR猛獣王GT	
製造業者名	サミー株式会社	型式試験番号	30094100
検 定 年 月 日	平成16年1月30日	検 定 番 号	第30094100号
検定の有効期間		公示の日（平成16年1月30日）から3年間	
23	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区上野七丁目6番5号 株式会社エイベックス	
	代表者の氏名	代表取締役 望 月 光 三	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	神奈川県横浜市港北区新羽町610-1	
型式 の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型 式 名	チュラシマX-30	
製造業者名	株式会社エイベックス	型式試験番号	34101100
検 定 年 月 日	平成16年1月30日	検 定 番 号	第34101100号
検定の有効期間		公示の日（平成16年1月30日）から3年間	
24	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区上野七丁目6番5号 株式会社エイベックス	
	代表者の氏名	代表取締役 望 月 光 三	
	製造又は検査を行う 事業所の所在地	神奈川県横浜市港北区新羽町610-1	
型式 の 概要	遊技機の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型 式 名	スタージェミニ	
製造業者名	株式会社エイベックス	型式試験番号	34081600
検 定 年 月 日	平成16年1月30日	検 定 番 号	第34081600号
検定の有効期間		公示の日（平成16年1月30日）から3年間	

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第13号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成16年1月30日

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品の名称及び数量

- ア 逮捕術防具
 - 面 50個
 - 胴 50個
 - 小手 50組
 - また当て 50個
- イ 逮捕術用具
 - 警棒 102本
 - 警じょう 97本
 - 短刀 20本
 - ソフト警棒 106本

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。
 (3) 納 入 期 限 平成16年3月10日
 (4) 納 入 場 所 契約担当者等の指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。
 (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
- (2) 入 札 日 時 平成16年2月12日 午後1時30分
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 郵便等又は電報による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- ア 名 称 北海道警察本部総務部会計課
- イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011 - 251 - 0110 内線 2236

- (4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

- (5) この入札の執行は、公開する。

- (6) 詳細は、入札説明書による。